

毎週火、金曜日発行(但休日該当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十二年度に係る「衛生研究所その他各種機関」の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第二百四号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十二年
度にかかる「各種機関」の定期監査を執行したので、その
結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年六月三日

鳥取県監査委員

同	松本利治
同	萩原治郎
同	千代西尾泰章
同	杉谷正雄

監査箇所

執行年月日

衛生研究所	昭和三十三年三月十八日
中央病院	三月三十一日
県立高等看護学院	三月三十一日
同保育専門学院	四月二日
養老院	四月二日
婦人相談所	四月十六日
県印刷所	四月十六日
水産試験場	四月一日
種畜場	四月三、四日
農産物門司あつせん所	四月十日
農業試験場	四月十七日
農業講習所	四月十七日
智頭農林高等学校	四月十八日
日野産業高等学校	四月二十三日
根雨高等学校	四月二十四日
黒坂警察署	四月二十五日

衛生研究所 昭和三十三年三月十八日監査

監査委員 松本利治、荻原治郎

一 当所の昭和三十二年事業財源は衛研収入六十八万余円、保健所収入九十八万余円と純原費七万余円で決算される見透であつて、従来純原費財源の附与が殆んど見られなかつたが、昭和三十三年予算財源は衛研収入六十万円、保健所収入五十万円と純原費五十四万余円で編成され純原費財源が計上されたことは結構であるが、それだけ保健所収入財源が減額されていて総額ではさして変りがない。

一面三十二年当所試験検査件数三二、四二九件中保健所からの委託分は一四、二六四件で保健所委託分は三十年以降総検査件数の四五%程度で逐年二千件程度累増している。若し三十三年度においても同様のすう勢を迎るとすればそれだけ当所本来の事業費に喰込み所独自の試験研究費に響く結果となるので、事業実績を勘案し適切な予算措置について配慮せられることを

望む。

また試験検査件数は保健所からの委託分を合せて逐年四千件程度の累増を示してありしかもこれは絶対的且つ迅速的处理を要するものであるが、担当技術員の手不足が見受けられるのでこれが増員についても、こよりよの要がある。

なお本年四月公布近く施行予定の衛生検査技師法との関連において当所検査室を技術員の養成乃至研修の場としての在り方についても検討せられたい。

二 当所が衛生行政の一翼を担つていることは言を俟たないが各保健所との横の連け、が欠けたために当所の業務計画にそごを来し、また当所の試験研究結果の行政面への反映の徹底にも欠ける憾があるので、衛生行政連絡協議会等には当所も参画させる等関係機関との有機的連け、に一層配慮されたい。

また試験検査結果の所発表には制約が加えられているようであるが、重大な政治的配慮を必要とする場合は別として科学的立場からの発表の自由は研究機関の権

威のためにも認められるのが妥当と思料する。

三 経理出納その他事務処理は概ね適切に処理しているが次の点留意検討されたい。

- 1 水質検査に伴う手数料徴収の取扱いに明確を欠くものがあるので条例改正につき検討されたい。
- 2 予算の効率的執行について考究すること。
- 3 試験用動物の受払簿を作成し、その明確を期すること。

中央病院 昭和三十三年三月三十一日監査

監査委員 松本利治、荻原治郎

一 本年度病院事業の収支状況は二月末現在調定額七千三百五十三万余円(上私都診療所二十六万余円を含む。)で収入済額五千七百八十四万余円(上私都診療所分二十万余円を含む。)に対し、支出済額六千六百六十四万余円(上私都診療所分四十九万余円を含む。)で八百八十余円が支出超過となる。

またこの調定額をもとに本年度収支計算見込を検討すれば、三月分病院収入六百八十二万余円(上私都診療

所分も含む。)及び過年度未収並びに不用品売払等の収入見込額を加算し最終総収入見込額は八千四十一万余円が予定されており、反面支出額は人件費、その他需要経費等を含め七千六百六万余円が見込まれるので単年度で四百三十五万余円の剰余見込である。

さらにこの剰余見込を前年決算額に比較すれば一百七十九万余円減少するがその主な原因は職員給与改訂に伴う人件費の増額分約三百余万円を始め病床一〇〇床増床に伴う備品費七十万余円並びに病院使用料の未収増加が五十万余円が見込まれているので、これらを併せこよりよすれば実質的には前年度より二百一十一万余円増加していることとなる。

しかし外に火災復興分等の公債費一千三百二十三万余円の償還があるのでこれを控除すれば八百八十八万余円の歳入不足となり、なお前年度繰越赤字が一千三百八十九万余円あるので結局本年度繰越赤字は二千二百

余万円に上りこの状態は昭和三十四年度を頂点として昭和四十一年度に至つて初めて黒字となる見込である。しかもこれは現況に基く一応の計算であつて人員の充実、施設設備の整備その他情勢の変化等をこゝろ、よすれば右の見込は必ずしも計算どおりになるものとは想われず従つて本院収支の推移には慎重なる戒意を要するものと思料する。

一 多年の懸案であつた病床一〇〇床(普通病床五〇、結核病床五〇)の増設工事は三十二年六月完成し病院経営としての適正規模である。

病床三〇〇床を擁することとなり外来、入院患者は漸増を見ているが、医師(予算定数は二十一名)は六名が欠員(近く二名の採用が内定している。)であるので診療業務の過重が見受けられる。

さらには三十三年度には整形外科の新設も予定されているのでこれら医療職員の充実整備を図ることが先決問題とも考えられるので主管当局はもとより人事当局においても、諸給与は勿論医師公舎の建設その他間接

的待遇等についても検討し、より、よし優秀職員の獲得に一層努力せられたい。

三 経営管理部門面は逐年改善がなされ、事務、事業の簡素能率化を図り合理的運営に努力しているが、いまだ各医局と事務局との相互連絡調整を要する面が多く認められた。なかでも外来、入院患者に対する診療点数のはあく及び会計カードとカルテとの照合につき、徹底を欠いているものもあるのでこれら収入事務の適確処理はもとより内部けん制組織の確立に努め、医薬品等衛生材料の購入、取得並びに保管出納さらには給食事務の処理等につき慎重再検討を加え合理的経営に一層努力されたい。

四 上私都診療所は本年八月から診療業務を開始しているが専任医師は未配置で本院から毎週二回(火、金曜日)の出張診療と専任看護婦一名を配置し業務の運営に当っている。

かかる状態では診療業務の万全を期し難いうえ、財産、備品、什器等の維持管理の責任区分も明確を欠きさら

には使用料等収入事務の取扱上からも検討を要する面があるので医師の早急配置はもとより、主管課及び会計当局と連れ、いし公金並びに備品物品の保管取扱上遺憾なきを期されたい。

県立高等看護学院 昭和三十三年三月三十一日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎

一 本学院職員は専任教員三名(一名欠員)の外院内講師二十一名院外講師十四名である。昭和三十三年度第二回卒業生に対する授課状況は正規一、一五〇時間に対し実績一、六三九時間であるが、院内講師は病院業務に忙殺されるため欠講となり計画の課程進度に支障を来しており、勢い後学年にしわ寄せがなされている状態なので過去の実績、その他を勘案工夫しこれが改善に努力すべきである。

二 本学院の事務処理は中央病院事務職員二名が兼務し経理出納事務のみに当っているが、その他の事務は専

任教員で処理されているため教務遂行上支障が多く、かつ過重となつている。少くとも女子補助事務職員一名の配置の要がある。

三 本院は第一学年一六名、第二学年一五名、第三学年一四名、計四五名養成しており、うち第二期卒業生一四名中九名は中央病院看護助手、他の五名は県外総合病院に就職が決定し、何れも国家試験合格を目途に努力している。

開設日浅く教材教具は満足すべき状況でなくことに専門的、教養的図書は不十分で、自己研修に支障が認められるので関係当局の善処を望む。

保育専門学院 昭和三十三年四月二日監査

監査委員 松 本 利 治
同 萩 原 治 郎
同 千代西尾 泰 章
同 杉 谷 正 雄

一 本院は院長以下五名(ほかに臨職一名)の専任職員

のほか兼任講師として部外から二十九名を委嘱し業務の運営に努力している。

教務計画の作成に当つては毎月学科目別に担任講師から予定表を徴し月間別予定を樹てるとともに本年度から代用附属保育所(学園の隣)の設置及び県下十五ヶ所に実習所を指定し、保育技術の指導をしている。しかし兼任講師の欠講が多くこの場合の措置として専任講師の代講及び実習等により補足指導しているが、教科科目の偏向は免れないので欠講防止の懇請に努めるとともに、欠講科目の復元並びに所定の単位時修得には一層配りよし教務計画の効率的運用に遺憾なきを期されたい。

なお寄宿舎には職員が可能な範囲で宿泊する程度であるが舎生の指導監督の面から専任舎監の配置が望ましい。

二 本院の施設は本館、寄宿舎等で、講堂兼体育館は三十三年度三百八万三千元をもつて七三、二五坪の講堂兼体育館を新築すべく、計画中であるが早期完工に努

力されたい。

また学修用図書及びピアノの増設等内容の充実についても善処を望む。

なお校庭校地については計画的整備の要があるが、特に民有地との境界附近の土砂が崩れ、いし民家に迷惑をかけている実情であつたのでこれが整備を早急に図るよう努力されたい。

三 三十三年度の入院生は三四名(志望者五十名)で二年生を吹め六九名(定員は一〇〇名)が在籍しているが、これら入院生選抜決定に当つては保母の需要状況等を勘案しての入院許可とは思われるが、開設以来毎年定員を下廻つた入院許可をしているけれども施設の充実に伴い、これが完全活用の見地から学生定数を確保することが適策かとも思われるので関係当局の検討善処を望む。

なお第一期生の三三名が卒業し監査時において既に二十九名(ほか一名は学院助手として勤務中)が各保育園に就職し他の三名も近く就職予定であつたことは院

長ほか職員並びに関係者の努力のあとが認められる。四 経理出納その他事務処理は概ね適確に処理しているが併任講師に対する手当、旅費等の精算が遅れていたので早期支払いに努力されたい。

養 老 院 昭和三十三年四月二日監査

- 監査委員 松 本 利 治
- 同 荻 原 治 郎
- 同 千代西尾 泰 章
- 同 杉 谷 正 雄

一 当院は院長ほか六名(うち臨時職員五名)で業務の遂行に努力している。現在の収容人員は五十九名(男二十八名女三十一名)でこのうち五名(ほか一名は厚生病院に入院中)は老衰、病気のため介護を要するの、これらを収容する静養室は一室(三坪)で収容不可能のため居室をあて看護している状態であり、健康者に及ぼす影響等をこりよし静養室の拡充整備が必要と思われるので県当局の考究善処を望む。

なお懸案であつた食堂及び炊事場等の拡張整備が三十三年度の予算をもつて増築される予定であつたが、早期完工に努力されたい。

二 在院者の措置については生活保護法による扶助費一人当り一千七百七十五円(冬期間は一千八百二十円)で賄うほか、その他慰問金品等により運営しているが在院者のうちには月の中途の入、退院者が相当ありこれに対する生活扶助費の支給(扶助費は各福祉事務所から金券送付)が遅れているため扶助等の処置に当り少なからぬ支障を来していた。ことに三十三年度から扶助費は予算の令達方式をもつて措置することとなつてはいたが、収容者に対する扶助費の支給に当つてはさらに迅速且つ適確に処理する要がある。

三 在院者の給食については月一回倉吉保健所栄養士の指導を受け献立等の合理化につとめているが、扶助費の関係もあつて、目標の一、八〇〇カロリーに達せず一、六〇〇カロリー程度であるのでカロリーの確保に一層努力されたい。また職員給食経費は、その原価等

を勘案の上妥当な価格を算定し、弁償金として収支の適正を図るべきである。

四 当院護岸工事実施に当り、予算令達の時機を失しているため監査時現在未着手となつていたが適期施行に留意すべきである。

五 経理出納その他事務処理は概ね適切に処理していたが次の点留意検討されたい。

1 給食用原材料の購入手続及び検収等は一層厳格にすること。

2 会計事務は一層明確に処理すること。

婦人相談所 昭和三十三年四月十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾泰章

同 杉谷正雄

一 当所は売春防止法に基き昭和三十三年七月一日設置され、県庁内に事務所を置き、所長ほか六名の職員に

より発足したのであるが、更に九月一日相談所職員一名を増員し西部地区駐在員を設置し、本年二月一日鳥取市内に事務所新築し、同日を以つて廢に指定されたのである。

当所の業務内容は要保護安子に関する諸問題についての相談、調査並びに医学的、心理学的、職能的判定指導及び一時保護等であつて、概ね円滑に運営されていると認められた。

二 本年度における業務運営の状況は、

区 分	受 理	措 置 済	未 措 置
家庭送還(帰郷)	二五(五)	二四(五)	一
就職あつせん	一四(一)	七	七(一)
結 婚	四(二)	四(二)	一
訪問相談指導	一	一	一
住宅あつせん	一(一)	一	一(一)
施設収容(児童相談所)	二(二)	二(二)	一
生活保護	一一(一一)	一一(一一)	一

世帯更生資金 一(一) 一(一)

資金貸付 一(一) 一(一)

その他 一五(八) 三(八) 二

計 七六(三三)六四(二九)一二(三三)

(件数のうち()は各市婦人相談員で受理し措置したものを)

であつて、このほか一時保護による取扱人員は三二人(延二五九人)を収容しているが、当所は開設後日が浅い関係上一般への認識が浸透していない向も見受けられるので、更に周知徹底を図り積極的業務運営に一層の努力と配慮を望む。

なお各市に設置している婦人相談員並びに各福祉事務所を始め民生、児童委員等関係機関との有機的連け、い、を図るとともに要保護女子の動静捕捉に努め相談業務の拡大に配慮されたい。

三 当所相談員四名のうち社会福祉主事の資格を有する者は僅か一名で、他は無資格者である。業務の特殊性にかんがみ、職員の適正配置について人事当局の善処

を望む。

四 相談業務の普遍化と効率化を図るため、西部地区に相談員を駐在させ内規により業務の処理に當つては、本所との事務連絡、調整に一層配慮するとともに駐在職員の社会福祉主事としての資格問題から検討しても適確な保護更生指導に困難な面もわかれるので、組織機構に再検討を加え更にその合理化を図るとともに母子相談員のような下部組織の確立についても検討の要がある。

五 経理出納その他事務処理について次の点留意されたい。

- 1 移送旅費支給について資金前渡に切替えること。
- 2 立替払の早期処理をすること。

県 印 刷 所 昭和三十三年四月十六日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾泰章

同 杉谷正雄

一 沿革及び設置目的
 当所は経済統制時において県公報その他緊急印刷物を調製するほか更には鳥取震災(昭和十八年)に起因し、一般業者による印刷が著しく延滞し且つ割高であつた等のため印刷費の効率的運営を図るため昭和十九年三月株式会社西尾印刷所の機械器具を買ひ受け、県営印刷所として発足し現在に至つてゐるものである。

二 現有施設内容(印刷機のみ)

名称	規格または型式	数量	備考
活版印刷機	寸延六頁	一台	新品
"	菊版八頁	一台	"
"	四六版八頁	一台	"
"	四六版四頁	一台	中古品のため名刺用として使用
手フット印刷機		一台	"

以上活版印刷機四台及び手フット印刷機一台を有しているが、現在活版印刷に使用しているのは三台であつ

て二台は名刺印刷のみに使用している。なお石版、こう、版印刷機は保有していない。

三 管理並びに運営状況

(1) 発足後の運営管理は直接会計課が当り、用度係のもとに運営していたが、三十年五月より所長ほか職員一名の配置とともに同課の附属機関として運営され収入、支出等の事務処理は会計課が当つてゐる。

(2) 昭和三十二年における収支状況の見込は事業収入六百八万余円(印刷収入六、〇四八、三〇六円、不用品売却代三五、〇九〇円)に対し、人件費、原材料費等五百八十九万余円のほか一般会計繰出金十万円を控除すれば九万余円の事業利益となるが、反面前年度繰越分原材料十七万余円のうち本年度において十五万余円喰込んでゐるほか三十三年度収入として整理するのが妥当なものを三十二年度収入としているものが九万余円あるのでこれらを差引考り、よすると単年度で十五万余円の欠損を生ずることとも思われる。なお収支計算上では前年度繰越金一百十

万余円が有るのでこれに本年度利益金九万円を加えれば一百十九万余円の剰余金を生ずる見込みであつた。

(3) 当所における受注業務は会計課の計算見積に対する二割安(公報印刷は除外)としたものを印刷単価として随時実施せしめてゐる。受注状況は概して年度後期に集中されて業務に繁閑が見受けられ、閑散期には用紙印刷等で埋め合せることに努めてゐる。また業務目標量は本庁関係活版印刷総事業量の七〇%程度五百八十万余円(ほかに業者委託が十九万余

円ある。)を実施する予定であり、石版及びこう、版印刷(三十一年度総印刷費は二百三十万余円)は機械設備がないため実施していない。なお県公報印刷は定期刊行(週報)もので四十三万余円(公報関係印刷費総額の七〇%)を取扱つてゐるが、現行の受注単価では欠損(一部の単価契約四四〇円のものも原価が五四〇円)を生じてゐる現状であつた。

(4) 累年における収支状況は、

年度	事業収入	繰越金	収入計	事業費	一般会計繰出金	支出計	差引残額
二十七	四、六九六	四三三	五、一三〇	四、九一〇	一〇〇	五、〇一〇	一二〇
二十八	五、五四四	三九〇	五、八九四	五、〇四六	一〇〇	五、一四六	七四八
二十九	五、一五五	七四八	五、九〇三	五、三三三	一〇〇	五、六三三	三三二
三十	六、二二六	三三二	六、四七七	五、三三〇	一〇〇	五、四三〇	九六七
三十一	五、八八一	九六七	六、八七八	五、六六九	一〇〇	五、七六九	一一〇九
三十二	六、〇〇三	一、一〇三	七、一〇六	五、八七九	一〇〇	五、九七九	一一二九

(単位、千円)

四 監査結果からみた意見

- (一) 業務運営に当り会計課との有機的連け、に一層努めること。
- (二) 事業に対する原価計算のは、あくに努めること。ことに県公報の印刷は欠損となる見込なので適正単価に是正することが妥当である。
- (三) 印刷用紙その他原材料の受払を更に厳格にし棚卸を励行すること。
- (四) 機械器具の整備並びに技術の向上に努めること。
- (五) 事業受注が主として年度後期に集中しているが、これが平均化に留意しました市内所在各麻の受注にも配意する。
- (六) 事務的処理についても考究改善すべきものが認め

られたので、効率的能率的処理を図るべく創意工夫すること。

水産試験場 昭和三十三年四月一日 監査

監査委員 松本利治

同 千代西尾泰章

同 杉谷正雄

今回本試験場の監査を執行したのであるがその結果本年度は本場並びに分場を通じ人事の刷新、機構の整備等組織運営の合理化に努めるほか、他面財政、より、もあつて一般漁民に直接関係をもつ試験研究調査並びに水産技術改良普及に乗り出してきたことは結構である。しかしながら場本来の使命に対する総合運営についてはなお留意検討の余地があり、ことに本庁主務課の行政諸施策と試験研究項目との関連、一般漁民に対するサービスの向上、研究職員の充実、施設設備の整備、事務運営の刷新、合理化等一層配意すべき事項がすくなくないのでこれらの諸点につき関係当局の善処を要望する。

なお各部内の状況は概ね次のとおりである。

一 海洋部(本場)

- 1 職員は研究職二名と鳥取丸機関職員三名(一名臨職)で、沿岸漁業調査及び水産技術改良普及に主体を置き本年度は新漁法、漁具の導入による試験調査と漁民の研究グループの育成と組織化に着手しその基盤の造成に努めるほか、鳥取丸をして県下各漁村を巡回し現地指導に乗り出していたことは適切な措置と認められた。
- 2 例年山口沖合で行つていた「いわし流刺網試験調査」は沿岸関係県によつて組織された「漁況予報担当者連絡会」の相互資料交換によりこの県外漁撈試験はその必要性はなくなり、この余力を前記巡回指導に振り向けていたがさらに漁民と接触の機会を多く求め、漁民の研究意欲の向上と漁村の実態分析調査に配意し、漁撈技術向上、経営改善指導に一層努力されたい。

- 3 水産技術改良普及事業は前記のとおり活発化して

きているが、現在の陣容では到底事業の完璧が期し難いので職員の適正配置につき、より、の上その体制を逐次整える必要がある。

二 生産化学部(本場)

職員は研究職一名で水産物利用の基礎的研究と浅海増殖試験を担当しているが、本年度は三朝養魚場運営に主力を置いた関係上浅海増殖面には手が廻りかねた実情であるが、近く浅海増殖関係の国庫補助職員が設置見込であつたのでこの職員の充実とともに従来設置されてきた、沿岸岩礁地帯の利用既設魚礁の経済効果、或いは砂地帯の利用等内海漁業振興上さらに徹底した調査研究が必要である。

なお本事業に対する研究費は皆無であつたので、予算、より、よ、につき配意の要がある。

三 境分場

- 1 本年度は境分場の充実整備に努力され専任分場長の設置、職員の増置によつて、現在職員は分場長以下五名(内一名臨職)と「だいせん」機関長以下五

名(内二名臨職)であるが船長、通信士が欠員中で鳥取丸船長が代行しているのでこの基幹職員の早期充足につき、より必要である。

2 対島暖流水域の開発調査並びに未利用沖合漁場の開発調査を続行し沿岸漁業から沖合漁業に「抜き取り策」を講じ業界指導を行つていたがさらにこの面の開拓体制を整え努力されたい。

3 昭和二十八年から継続実施した対島暖流調査は一応本年度をもつて完了予定であつたが、これは該水域における回遊魚類の習性基本調査でありさらにこれらの基礎資料によつて今後の観測並びに経済試験調査が必要と思われるので考究されたい。

四 三朝養魚場

昭和三十年度から着手した本養魚場の建設計画は本年度をもつて完了し職員は現在三名配置している。

施設の完備、職員の充実強化によつて業務も本格的になつてきているが依然として養魚のへい、死が多く、さらにまたふ化状況も水温等によつて本年度計画にそ

を生じその運営は芳しくない。もつとも七月洪水による河水環境の急変、伝染性魚病の多発等の影響が加つたことも一因をなしているが、河川水のみならず依存することなく湧水利用、ふ化時期の検討、魚病対策等基本的研究と飼育管理の万全を期する必要がある。

また県下の養鱒場は十数箇所あり本年度は関係諸機関と連絡を密にし事業の普及浸透、飼養技術の指導に積極的努力した関係上稚魚がその需要にも満たない状況であるようであるから、前記基本的研究とともに増産対策を樹て本県養鱒事業の振興に資せられたい。

五 予算の執行その他事務処理については逐年改善されてきているがさらに分場等附設機関との事務の調整と刷新、合理化並びに予算の効率的執行につき一層工夫を講ずる要がある。

また「だいせん」の航海(法定外)、機関日誌の記帳の合理化につき考究善処されたい。

種 畜 場 昭和三十三年四月三、四日監査

監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	千代西尾 泰 章
同	杉 谷 正 雄

今回種畜場に対する監査を執行したのであるがその結果総体的には、併設の有畜管農指導所、畜産加工所等附属機関と有機的結合を図つて種畜の充実、人工授精による優良種畜種きんの改良増殖と配付、畜産技術の普及指導の拠点としての在り方並びに各種試験研究調査に努力しているが、従来から指摘している事業費の予算構成上の措置、施設設備の整備、労務職員の配意等は本年度においても、こうりよ、よされていなかった。このうち施設整備については三十三年度予算に計上されているが、他面事業費財源は逐年特定収入への依存度を高めており、その執行運営に多大の影響を及ぼしていることは既に過去において、説いているとおりである。県はこれらの根本的問題については真しに実状調査、検討の上適切な措置を

講ずべきである。

また本機関にあつても総合企画のもとに更に附設機関並びに場内各係間の調整を図つて経営管理部門の体制を確立整備し本県畜産改良発達に一層精進されるよう要望する。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

一 現在職員は場長以下臨時職員を含め四十一名(うち二名休職)であるが場長は欠員中で本庁主務課長の事務取扱であるが急速補充の要がある。

本場経営規模が逐年拡大されつつあるに對し二十九年以降臈職臨職を合せ十名程度の減員であつて、三十二年度に若干の工夫賃の増額を見ただけでもなお基幹要員が労務に従事し本来の職務に万全を期し難い実状にあることは過去の監査で指摘しているとおりである。

本場及び附設機関を通じ労務の分析、検討さらには業務計画及び内部組織の運営について検討を加え経営の刷新合理化、職員の適正配置並びに能力の向上と畜産技術指導体制の確立に一層配意が必要である。

二 種畜の状況は種牡畜(和牛五、乳牛二)及び種牝畜(和牛六、乳牛七)をけい、養し優良種畜の改良増殖を行つてはいるが、これらの中には老令及び型質改良の面から更新を適當と思はれるものである。可能な限度で更新増けいし優良仔畜の系統繁殖、育成並びに原種種畜資源の涵養とこれが普及浸透を図り県下種畜の改良発達を一段と促進するよう配慮されたい。

三 本場の飼養家畜単位は六三単位で現有ほ場一丁歩当り約五単位を飼養していることになる。これをもとに本年度粗飼料の自給率を見ると九八%で二十九年度(五二単位で九三%)に比較飼養頭数、自給率とも増加しているがさらにほ場の肥培管理、特に土地利用の高度化、地力の増進強化策を講じ自給度の向上を図つて家畜の飼養適頭数、労務、その他を総合的に検討する必要がある。

四 人工授精の普及浸透は逐年伸展を示している。乳牛は国立牧場と本場に種牝牛の集中管理を行つているので比較的容易であり、本場供給実績は、二月末現

在五、九一〇本で前年度二、三七九本に比し著しく増加している。和牛についても六、三三八本(前年度四、九六八本)で伸びてきたことは家畜の改良増殖上好ましい傾向であるが、他面和牛精液の供給状況(資表参照)を見ると一部の特定地域に偏向し県下一円の浸透には程遠い憾がある。人工授精の啓蒙指導と徹底につき一層配慮するとともに本場人工授精施設の拡充強化と優良種牝牛のけい、養に努め精液供給の円滑を期されたい。

なお豚の人工授精については精液輸送上の困難打開と授精師の養成に工夫を望む。

異毛和種種牝牛精液配付状況調

区分	浜村	古海	岩美	生山	計
豊三号	一、三三	八三	三〇	三三	二、五八
謙次	二五	八三	二五	七四	五三
小倉	五五	四六	八三	四〇	一、二四
光行	六八	三六	五五	二八	一、三三
光竜	三〇	二七	二五	五五	一、三七

計	三六八	一、七三	一、七三	五五	六、三六
---	-----	------	------	----	------

注 光竜は十一月けい、養し四ヶ月の生産量である。

五 有畜営農指導所

当所は永年有畜営農の指導的研究と大山原野開発の一端を担当し傾斜地農業に対する適家畜繁殖育成、草生改良等に努めてきたが、毎年派遣していた種畜場練習生の入所現地訓練も本年度から取止められ労務は年額五万余円の賃金を除き少数の所職員でなされ、四丁歩のラチノクローバーによる草生改良試験の外特に見るべきものがない実状である。

県は当所設置の本来の趣旨と近時の開拓政策強化の点に鑑み、本機関の有する特殊な立地条件を活した山地開拓地の有畜営農試験と農村中堅青年特に開拓地子弟の有畜営農指導育成機関として運営せしめることについて根本的に検討考究する要がある。

なお所長は山陰酪農講習所長の兼務であるので専任所長の早期補充と更には、原野三十余丁歩の所有権につ

いて地元と経緯がある様であるが、これが所在明確化につき関係当局は早急に善処の上明確にすべきである。

六 畜産加工所

1 当所は主として畜産物の加工利用面の指導研究と温泉熱利用による育雛事業を実施し運営しているが、飼料検定試験をはじめ各種試験結果の速報と加工利用面の普及宣伝に欠けている面があるので留意されたい。

2 羊毛加工は業者の激烈な競争と当所に対する一般農家の認識が薄く、本年度委託加工を受けたものが僅か原毛一五五貫である。このほか直接原毛買付を行つたものが一五三貫と染毛(輸入品)五〇〇貫程度購入し漸く機械操業している状態であつた。このように原料確保が容易でないため折角の設備能力(一、五〇〇貫)が充分發揮されていない。

加工利用につき外部指導の強化を図つて各種組織団体を通じ一般農家の普及啓蒙を図るべきである。なお原毛買付に要する原材料費の早期予算令達につ

き主管当局は配慮されたい。

3 運営費は所長以下四名の県費職員を除き他はすべて独立採算をもつて運営しているが、染色室、と場用冷蔵庫等施設設備の整備を要するものがあるのでこれらは或る程度の県費投資が必要と思われる。

なお現在の温泉源は借用のもので毎年高額な借地料を払っているが、財政効率上県有地内のくつさくについてこうりよの要がありまた構内土盛りは建物管理及び作業遂行上必要である。

七 米子ふ卵場

本場の業務運営からしてその管理を山陰酪農講習所に移管することがむしろ効果的と考えられるので検討されたい。

八 事業計画の推進に当つては、事務面と業務面との相互連絡、調整、予算確定後の実行計画の樹立、予算の配分等に留意し計画執行にそごを来たさないよう留意を要する。

九 経理出納その他事務の処理は逐年改善の跡は見受け

られたが、場内各係並びに附属機関との相互連絡及び事務手続等になお考究すべき点が認められたので事務の合理的、能率的処理に一段と工夫を講じ是正されたい。

なお次の点留意されたい。

- 1 生産、処分手続の明確化
- 2 家畜台帳の整理
- 3 令達予算の計画的執行
- 4 家畜飼料計画並びに出納の明確化
- 5 原毛購入方法の検討

農産物門司あつ、旋所 昭和三十三年四月十日 監査

監査委員 松 本、利 治

同 千代西尾 泰 章

同 杉 谷 正 雄

一 当所は昭和二十五年開設以来その存在が内外に認識され、業務活動も活発化してきているが、駐在員は所長以下二名で市況調査はもとより出荷時期ともなれば

生産団体との連絡並びに荷受機関との調整等に忙殺され、あつせん業務の円滑を期し難い面がある。関門トンネル開通に伴い小倉市に中央市場が新設せられ北九州における農産物取引の中心となる情勢にあるので、事務所を近くこの市場内に移転する運びとなつていたが、この際職員の組織の充実強化を図つて更に觀光を始め商、工、林、畜産部門の開発にのり出すべき時期と思考する。

二 本年度業務実績は二億五千八百余万円に昇り数量、金額とも逐年増加を示している。九州市場の要求する品質、数量、規格等の諸条件は機を失せず産地、関係機関に連絡し本県特産物の生産及び販売の改善に資しているが、まだ市場性のある特産物として育成されていない点があつせん上の弱点となつていようであり本県二十世紀型に対抗し長野県産梨の飛躍的進出等の状況から見て産地の計画生産の確立、技術的改善、完全統制出荷の促進等によつて永続的な販売市場の確保を図ることが肝要と思われるので県はこの点産業諸施

策に当つて一層の配慮が必要である。

三 あつせん業務と併せて荷受関係業者の集合を求め本県特産物の出荷終了後の批判検討会、或いは出荷前並びに中途において協議会を開催し市場側から見た意見並びに改善事項、その他今後の見透し等のはあくに努めていることは機宜に適した施策である。これらの機会を捉え九州地方における生産市場の動向はあくに努め本県農産物の生産並びに出荷計画に資するよう一層の努力を望む。

なお本県特産物の宣伝等は他県に比し立遅れているので、県は関係団体を督促しポスターの作成、配布、その他宣伝方法につき助長促進を図られたい。

四 本年度運営経費は六十万円であるうち四十八万円を通信費、事務所借上料等に充て活動経費は僅か十二万円に過ぎない。また業務の性格上交際費が必要と思われるので、これらの点につき県当局の配慮が必要である。なお運営費の経理事務は直接本庁主務課で取扱つてい

を採用し適正執行する要がある。

農業試験場

昭和三十三年四月十七日監査

監査委員 松本利治

同 荻原治郎

同 千代西尾泰章

同 杉谷正雄

今回農業試験場の監査を執行したがその結果場長以下職員は総合農業試験場として使命達成に努力しているけれども本場の総合運営については、なお考究の余地が認められる。即ち本場のほか東伯、西伯、津の井の三分場と柿試験地を有しなお県下百数十ヶ所に各種試験地を置き農業技術の高度化、農家経営の合理化等実質的な試験研究を行っているが、これらの農業、果樹の試験研究は畜産、蚕業、林業等各種試験研究機関との相互有機的連携、いにも配意を要し、一般農家経済に立脚した総合経営試験に終局的目標が置かれるべきであると思料するので、県はこれらの点について充分こうり、よし本機関が真に本

県農業経営に直結ひ益するよう配りよが必要である。

また本年度から試験研究体系の確立に努め予算構成措置も若干こうりよが払われてきているが、内部的にはさらに職員陣容の適正配置、独自研究費の増額、施設設備の内容充実、事務の刷新合理化等組織の運営について検討を加え能力の充実に向上を図る要がある。

なお細部事項は概ね次のとおりである。

一 本場の内部組織は昨年七月庶務、作物、園芸、病虫害、土壌、肥料、低位生産、経営、農機具の一係七科と新に本庁主務課で担当していた肥料検査室を所管し下部組織の確立を図っているが、研究職員は一科当り二名乃至三名でその他補助者として労務賃金をもつて各科に一、二名雇傭しているが研究職員の不足が見受けられ就中園芸、土壌肥料、低位生産科には増員を要すると認められるので、試験研究項目の選定とからみ合せ職員の構成と適正配置につきさらに検討こうりよの要がある。

二 農業経営部門の試験、研究調査は営農試験、牧野改

良試験、砂丘地利用試験(以上国庫補助事業)でこのほか前年度までは若干の県費をもつて独自の調査研究が行われていたが本年度は措置されず前記補助事業に合せ畑地かんがい農家の経済実態調査を実施していた。他の試験研究機関との有機的連携、いを図つてこれらの相互試験結果を取捨選択、調整して一般農家に対する経済試験、調査研究せしめるよう純県費計上の必要がある。

三 稲品種改良計画に基く種子供給状況は計画分本年度配布二二石余(三十三年度二七石余)と計画外(直接交付分)一七石余(三十三年度一一石余)で概ね県計画による数量は実施されていた。本年度は大体品種が固定したため更新希望町村が少かつたようであるが三十三年度は産米改良普及等によつて希望が増加し品種によつては、原種に不足を生じていたものがあつたが種子更新計画から見た品種別作付計画に充分検討を加え供給の円滑を期されたい。

四 麦、大豆の種子更新に必要な原種供給を行っているについては直接本庁主務課が当たっているが折角の種子更新計画にそごを来さないよう指導監督の徹底に配意が必要である。

五 本場の現有ほ場は水田三町四反歩の内県有は四反余と畑六反歩程度で大部分が借用地であるが、本機関として総体的には、場が狭隘でしかも湿地地帯である関係上裏作試験が不可能であるのと、さらには原種ほ場に不足を告げその供給が困難視されるものがある。またこのうちには現在農林省統計調査事務所の一部(一反三畝)を提携しているが、ほ場整備と適地拡張が必要と認められるので県は対策を考究されたい。

六 施設設備は漸次整備されて来たがなお收穫物の収納

貯蔵施設温室、資料庫、アイトープ研究室等の新築について可及的速に実現を期されたい。

八 西伯分場
である。

七 東伯分場
1 主として国の麦育種指定試験地として麦品種改良並びに病理育種試験を始め県独自事業である中晩稲品種改良試験等を継続実施している。麦育種事業のうち本年度は前年度の「ヤマテハダカ」に続いて「ヒノデハダカ」の国の新品種決定を獲得し登録を受けたことは永年の研究努力の結果によるものである。

2 職員は分場長(本場長兼務)ほか研究職八名とその他三名(農夫臨職)を併せ一名である。分場長の早期専任と常農夫一名増員について、よりよされたい。

3 施設設備は逐年整備されてきているが、中晩稲品種改良試験に事欠くことのできない水利ほ、場揚水施設の新設、畜舎及び農具舎の完備その他適正ほ、場の確保等なお一段の予算的、よりよ、を必要とするもの

1 職員は分場長(農産加工所長の兼務)と研究職四名と農夫一名で主として砂丘地帯における特産、菜類の品種改良試験を継続実施しているが最小限研究職員、農夫各一名の増員が必要である。二十六年から継続研究を重ねた加工用トマトの育成試験は本年度をもつて完了し、また長芋の品種改良特に優良系統を分系し本年度から原種ほ、場に移す等いすれも栽培普及の段階に入つていたことは結構である。
2 弓浜地帯の集約、菜、園芸の高度利用に伴つて砂丘地特産園芸が伸展すると相俟つてほ、場の拡張整備の要がある。現在のは、場は市街地の中にあるためその限界に達している現状である。また農業講習所、菜実科生二〇名の教育に当つているが化学試験器具、その他設備の点が不完備であるので分場として必要な試験設備の充実につき、よりよ、されたい。
九 病害虫発生予察事業は本場に三名の予察員と二市六

郡に一名宛の観察員を配置し常時の観察調査を行うことになつてはいるが、現在この観察員は本場及び各分場職員の兼務である関係上本務に追われ各担当地域内の常時巡回観察調査が不徹底であり適正化法との関係もあるので観察員の専任化につき措置の要がある。
一〇 近年における試験場費の財源構成比を分析してみると、

年度	国庫支出金	生産収入	その他	県費	決算比
二九年度	四・四%	一三・五%	一・二%	四〇・〇%	(決算比)
三〇年度	四〇・二	一九・〇	—	四〇・八	(決算比)
三一年度	三・九	一六・〇	八・九	四〇・二	(決算見込比)
三二年度	三・六	一五・〇	八・〇	四〇・四	(決算見込比)
三三年度	三・六	一三・五	〇・六	三三・四	(予算比)

であつて予算的には本年度から若干、よりよ、されているが、実質的には、県独自の研究費は勿論のこと維持管理費にも事欠き国庫事業に相当額依頼している実情である。

また国庫事業と単県事業とに区分しその割合を見ると、

年度	国庫事業		単県事業		内訳	試験	決算比
	事業	単県	本場	津井西伯			
三一年度	三・九%	四・〇%	四九・八%	一九・四%	三三・六%	七三・三%	決算比
三二年度	三・〇	四・〇	六〇・五	一九・五	三三・二	六・九	決算見込比
三三年度	三・七	四・三	五〇・八	三三・五	一六・〇	七・五	予算比

であつてこれらの試験研究項目の決定に当つては既に各項に亘り述べた諸点を充分、よりよ、し一般農家に直結した試験研究に留意されたい。

一一 経理出納その他事務処理については逐年改善されてきているが、分場その他試験地との業務の調査並びに場内各係科の事務の調整、集中管理等さらに能率的処理に一段と工夫を講じ事務の刷新を図られたい。

農業講習所 昭和三十三年四月十七日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 千代西尾 泰 章
 同 杉 谷 正 雄

一 本年度運営状況は講師の欠講解消、実験指導の徹底、寄宿舎生活の充実等に意を用い円滑に執行していたものと認められた。

二 施設設備の内容整備については逐年努力が払われ技術教育に必要な基礎的設備は一応整備され支障はないようであるが、これらの器具格納施設もなく管理上適切でなく、また図書室、更衣室の新設は養成機関として必要と認められるので当局は配慮されたい。

三 現在講習生養成は、本科生一年十五名、二年十五名と実科生三十二名(普通科十、果樹二、そ菜二十)、研究科生二十四名(一部八、二部十六)計八十六名在籍している。

なお三十二年度本科課程の終了者の農業共済組合職員、

農業改良普及員等の資格試験合格率は一〇〇%であるがこれらの卒業生の就職あつせんについては一段の配意を望む。

智頭農林高等学校 昭和三十三年四月十八日監査

監査委員 松 本 利 治
 同 荻 原 治 郎
 同 千代西尾 泰 章
 同 杉 谷 正 雄

一 本校の施設設備で本年度整備したものは農場道具倉庫の移転、改造による図書館の新設(二〇万円)、被服室改造(七万余円)、産振法に基く温室新設(三六万円)その他校舎の補修修繕等であるが、前年度指摘した農林課程施設、理科実験室の整備等は依然として解消せず学校運営上支障を来している。林業課程の施設は基準に対し二八%で他課程の施設設備に比し最も遅れており急務を要する。

また畜舎は老朽化し飼育管理上不適当と認められるの

でこれが早期改築並びに収納舎の内部改造、音楽室、被服室、女子便所の増設等整備を要するものがある。

二 演習林は分収造林四町五反歩あるがこのうち一部に雑木林があるので改植の要がある。

また本校の特殊性からこうりよして演習林の拡張の必要があるので地元の協力を得てこれが確保に一層の努力を望む。

三 市場運営については各部門相互間の密接な連携のものに教科に対する経済的且つ効率的運営を図るべきであるが生産、収穫物で加工材料として転用可能なものでも換金処理され、加工実習材料は一般市場から購入してあるが、加工材料については品質その他の事情によつてやむを得ないこともあるかとも思われるけれどもつとめて生産加工購買等関連処理ができれば、場の総合的計画を樹て運営の合理化を図るよう一層の工夫を望む。

四 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

1、耕種計画、設計実施を明確にすること。

2 耕耘機実習に対する諸記録を明確にすること。

日野産業高等学校 昭和三十三年四月二十三日監査

監査委員 松 本 利 治

一 本校は黒坂校舎に全日制農林課程、畜産課程、商業課程並びに定時制商業課程を置き、定時制分校として溝口、江尾、日野上、阿毘緑の分校に農業課程及び農村家庭課程をそれぞれ設置し概ね円滑に運営してきたのであるが、学校機構改革に伴い本校の定時制商業課程は全日制に切替え定時制四分校が独立し日野産業高等学校として本年四月から発足したため、今回の監査は引継事務につき特に配意し執行した。その結果一般事務引継は完了していたものの経理事務引継については監査時整理準備中であつたので、これが処理につき慎重を期するとともに早期に完了し相互の学校運営の正常化につとめられたい。

二 多年懸案であつた講堂兼体育館は地元関係者の協力もあつて三月二十七日工事完了したことは結構で

ある。施設のうち校舎及び附属建物で危険建物として指定してあるものが多く特に本館校舎、畜舎は最も悪く夫々早期に改築整備を要しました水道施設の整備並びに講堂兼体育館に通じる渡廊下の新設等も急務を要する。なお商業課程実教室が設けられているが内容整備は見るべきものがないので早急整備を期されたい。

三 分校の施設設備については逐年充実に努力されつつあるが、溝口分校にあつては特別教室の狭隘と普通教室(二教室)の不足、江尾分校は旧校舎の改築並びに屋根瓦の葺替、日野上分校は普通教室(四教室)不足等がある外附属施設、内容設備の整備は容易でなくなお規模狭小から来る諸経費の地元依存度の高いこと、生徒、教員確保の困難性と生徒及び父兄の希望が必ずしも定時制を望むものでなく、寧ろ全日制的勉学を希望する者の多い実態、溝口江尾間、阿毘緑矢戸間は距離的には五十歩百歩であること、その他諸種の事情を総合勘案すれば独立高校として発足したこの機会に四校舎に力を分散する現在の在り方に根本的再検討を加

え、学校運営の基盤の確立と完全教育を企図すべきものと思つ、するので慎重検討されたい。

四 経理出納その他事務の処理で次の点留意されたい。

1 阿毘緑分校で岸正明外四名の土地一町歩に分収造林を実施しているが地上権設定を早期に実施すること。

2 農業実習に伴う生産物の引継を厳格にすること。なお農業実習規模で江尾校舎二十三万円、日野上分校八十三万円前後に達してあるものは正規の特別会計整理とすることが好ましい。

3 溝口校舎の破損オート三輪の更生、遊休電力乾燥機その他施設への転換措置をこつりよすること。

4 江尾校舎の農業実習地確保を期すること。

5 日野上校舎の多里農場経営契約の早期締結を図られた。

根雨高等学校

昭和三十三年四月二十四日監査

監査委員 松

本 利 治

一 本校は元女学校として発足したもので現在男子生徒をも收容してある関係上施設が狭隘であり学校運営に種々支障を生じておる。特に運動場の拡張及び体育館の床張替並びに調理室の改造急を要するものがあり、産振法の適用を受けない本校に対しては特別のこつりよの要がある。

二 本校寄宿舎は昭和十九年延一二二坪木造瓦葺二階建を建築したものであつて、地域の特異性からして利用生徒多く現在二三名入舎しておる。施設は老朽化し雨漏りによる瓦の葺替、壁の脱落、外柵補強等放置されておるが舎費の一部、PTA補助及び舎監手当一部返上等により辛うじて補修入舎している状態であるので財産管理の面からして適当な措置を講ずべきである。

三 経理出納その他事務処理で次の点留意されたい。

- 1 授業料徴収事務の厳正を期すること。
- 2 未納物件に対し代金の支払がされていたものがあ

つたが、適当でない。

3 物品購入(修繕)の手續については県会計規則の規定によるべきである。

なお年度経過後において負担行為を起すべきでない。

黒坂警察署 昭和三十三年四月二十五日監査

監査委員 松

本 利 治

一 職員定数は警察官二三名、その他事務職員三名、二六名に対し、現員警察官二三名、事務職員二名、臨時職員二名、計二十七名で、外に休職警察官一名配当されておるが、署長以下職員のためまざる努力により治安維持の円滑なる運営に努めているものと認めた。

しかし外勤警察官は一名(内一名健康要注意者)で署下を含め駐在所は一二ヶ所であり根雨町中町が補助である。管内は山間へきすう、地帯で活動区域が広大であつて外勤警察官一人当り四三平方杆を担当しその勤務も過重となつておる実情にあるので自動二輪車の配置等機動力の増強に努め勤務の軽減に善処の要があ

